

## 新型コロナウイルス感染防止に向けた授業実施の方針

令和2年4月1日

福井大学新型コロナウイルス感染症危機対策本部決定

### 1. 基本方針

- (1) 日常的に、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底する。
- (2) 次の3つの条件が重なることを徹底的に回避する対策を講ずる。

①換気の悪い密閉空間

②多くの人が密集

③近距離での会話や大声での発声

### 2. 具体策

#### (1) 授業方法の工夫

○最低1時間に1回、5分程度の換気を行う。(可能であれば複数方向の窓を同時に開けること。)

○100名以上の大規模授業等について、授業の実施方法の工夫に努める。

(例)

①換気の頻度を上げる。

②学生数に比べて余裕のある大きな教室に変更する。

※教室の空き状況によっては教室変更に対応できない場合がある。

③学生を複数のグループに分散し、複数の教員で同じ授業を行う。

④前期、後期の両方で同じ授業を開講する。

⑤テレビ会議システム等を利用した双方向遠隔授業(隣り合わせの教室の活用等)やオンライン教材(e-learningを含む)を用いた遠隔授業等を工夫する。

(遠隔授業に係る法令上の定めや留意事項については、別途、文部科学省から事務連絡がある予定)

※学生ポータル(WebClass)を用いた遠隔授業は、サーバー容量不足や通信量の関係で使用に適さないため、注意すること。

※また、遠隔授業開催時は学生のネット環境(おそらく学生の20~30%は光回線等を契約していないと思われる)に対する救済策として、学内無線LANを利用できる教室などの開放を検討する。

○英語コミュニケーション等、会話や発声を伴う授業は、マスク装着を推奨する、又はできる限りe-learning教材の活用等他の授業方法の実施に努める。

○教育実習、臨床実習等、学外の施設を利用する場合は、施設側と十分に協議し、感染防止策を徹底した上で実施する。

#### (2) 教室の入退室時に実施すること

○授業担当教員及び学生は、手洗いを励行する。

#### (3) 授業の冒頭で実施すること

○授業担当教員は、授業の冒頭で次のことを行う。

- ①可能な場合は一定の間隔を空けて着席させる（一つおき着席等）。また、授業担当教員のマスク装着は必ずしも必要としないが、学生との距離を確保するため、最前列には学生を着席させない。
- ②朝の検温の結果や発熱等の風邪の症状が見られる学生がいないかを確認し、該当者がいる場合は、自宅で休養するよう指導する。
- ③授業中は必要な場合を除き会話を慎むよう指示する。
- ④マスク装着を推奨する。会話や発声を伴う授業の場合はマスク装着を指示する。

### 3. その他

- 罹患者のほか、濃厚接触による自宅待機者、発熱等の風邪の症状による自宅休養者については、授業形態等個々の事情に照らして補講・追試、レポートの活用等、当人の単位認定に不利益が生じないよう配慮する。
- 外国人留学生等が、入国拒否、隔離・停留当の措置により4月の授業に出席できない場合は、補講授業、遠隔授業、授業中に課すものに相当する課題研究等を活用し、大学設置基準で定める学修時間を確保する等、修学上の配慮を行う。なお、渡日前の遠隔授業の実施は法令に抵触するものではない。（遠隔授業に係る法令上の定めや留意事項については、別途、文部科学省から事務連絡がある予定）
- 体調不良により授業を欠席する場合は、Web シラバスを見て授業担当教員（非常勤講師も含める）にメールにより連絡することとなるため、シラバスに連絡先メールアドレスを必ず登録する。
- 研究室での活動も、3月25日日本学ホームページでの学生あて通知や本方針を踏まえて対応する。
- 希望する教員に対し、e-learning の作成方法についての講習を行う。